

請願・陳情參考資料

平成24年6月12日

商工労働部

陳 情 (新 規)

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件 名 及 び 提 出 者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
24年 - 11 (24. 5. 30)	商 工 労 働	最低賃金の引き上げと安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める「意見書」採択の陳情 鳥取県労働組合総連合	〔最低賃金制度について〕 ○最低賃金は、国が賃金の最低限度を定め、支払最低賃金は、その最低賃金額とする制度。 〔最低賃金の決定〕 最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果、労働者の生活費、労働者の賃金「通決」が常定の事業の賃金支払い能力の3要素を考慮して決定。なお、地方最低賃金審議会は、都道府県労働局に置かれ、この審議を経て都道府県労働局長が決定。 〔現在の最低賃金（時間額）〕 ・鳥取県 646円（H23.10.29～） ・最高 837円（東京都） ・最低 645円（岩手県、高知県、沖縄県） ・平均 737円 ○ 対項産見戦つ略でき況』 用事・意用に戦均で状と議いて 雇重要界、雇に戦均で状と議いて 急重働し「上げ長平、気こ会され 緊る労加、の「新で提、指戦が 日す、参て、金に度を保を国ア 3関でがし、賃月年長確円たア 2に下者と、最低賃620成を0れ一 0戦導有目、最低賃620成を0れ一 1用主やを。で、最低賃620成を0れ一 年雇の一とる中、(2010)『回000の催オ、 1、巨ダこいの(2010)『回000の催オ、 2き大ーるて」22ら%低平れ日略長 成づ理り図れ話成め2最国全定1長成 平基総のをさ対平と賃国全定1長成 (に、閣界成置略、ま実全、設月成経 策)内各形設戦れて、につて5新の 対定、め意が用さし%期つし年、際 用決て始合」雇論と3早しと4て実 雇部いをと話「議」目り慮標2い、 急本つ界交換対のて10名限配目成おが、 策に業交略こい20、るにを平にる

			2010年度（実績）：名目1.1%、実質3.1% 2011年度（実績見込）：名目△1.9%、実質△3.1% にとどまっておろ、このフォローアップ結果を踏まえて、新たな工程表を含む日本再生戦略を年央までに策定することとされている。 なお、経済・雇用情勢や経済成長、生産性動向を踏まえ、3年後（⇒平成25年）に必要な検証を行うなど弾力的な対応も必要とされている。 〔政府の中小企業経営支援の取組について〕 ○中小企業対策費（予算額）〔政府全体〕 平成23年度 1,969億円 平成24年度 3,356億円〔うち復旧・復興経費1,554億円〕 （対前年度比較 +1,388億円） ○24年度の中小企業関係事業（主なもの） ①被災中小企業への支援 ・震災影響企業への資金繰り支援 ・中小企業等グループへの復旧整備補助金 など ②中小企業の潜在力活用・戦略的経営力の強化 ・中小企業への資金繰り支援 ・ものづくり基盤技術（鍛造、鍛造、めっき等）高度化支援 ・新商品・新サービスの開発・販路開拓への支援 ・海外展開支援（展示会出展支援、バイヤー招聘等） ・事業再生支援（再生計画の策定支援等） ・下請取引適正化等（下請かけこみ寺〔全国48カ所〕において、取引に関する相談対応、裁判外紛争解決手続、下請ガイドライン普及啓発等） など 〔下請取引適正化について〕 ○下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を目的として、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）（以下「下請法」という。）が設けられ、国（公正取引委員会及び中小企業庁）において以下のとおり運用されているところ。 【国の主な対応状況】（平成23年度） （1）勧告等の状況 ①書面調査の実施状況 ・親事業者38,503社及び下請事業者212,659名を対象に実施 ②下請法違反行為に対する勧告・指導状況 ・勧告は18件、指導は4,326件 ③下請代金の減額分の返還及び下請代金の支
--	--	--	---

			2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の参議院附帯決議(※)を実効あるものとするための具体的施策を講じること。 (※)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成13年4月施行)の国会審議における参議院附帯決議(⇒「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適正に行われるよう努めること」) 【雇用の創出と安定に向けた取組について】 【政府の取組】 ○政府の「新成長戦略」(平成22年6月策定、平成23年8月一部改訂)において、需要と雇用の創出効果が高い政策を最優先するとともに、7つの戦略分野の一つに「雇用・人材戦略」を位置付け、成長分野を中心とした雇用創造の推進や雇用の安定・質の向上等に取り組むこととされている。 ○「雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意」が、平成21年3月23日になされ、その中で、経営側は雇用安定・維持に最大限の努力を行うこととされている。 ○内閣総理大臣主導の下、雇用戦略に関する重要事項について意見交換・合意形成を行うため、平成21年1月に「雇用戦略対話」が設置されている。 第7回会合(H24.3.19)では、政府として経済成長の確保に向け取組みつつ、若年者雇用戦略を本年半ばまでに策定することを合意。 【本県の取組】 ○若者が定住できる社会の実現に向け、雇用創造1万人プロジェクトにより、4年間で1万人分の雇用創造を目指し、取り組んでいるところ。
--	--	--	---